

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	大口東地区 <small>(永尾、西永尾、西原、上目丸、中目丸、下目丸、篠原、松ノ口、舟ノ川、下青木、上青木西、上青木東、上青木中、新青木、多々良石、中山、農林高通、改星の里)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地区全体では水稻栽培が主であるが、平地では大豆などの作物も多く栽培されている。中山間地の農地では鳥獣被害が多く、被害防除のために多大な労力を要する。
 農業者の平均年齢は67歳と高齢化が進んでいる。持続的に農地の利用を図っていくためには新規就農者の育成が必要であるが、安定的な収入が得られないなどの理由により、若い農業者がなかなか地域に定着することができない。
【地域の基礎的データ】
 農業者:161人(うち50歳以下13人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者や専業農家だけでなく、兼業農家や中小規模の農家が地域と一体となって、後継者や新規就農者の育成に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	405 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	337 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者等の中心経営体のほか、規模拡大を図る兼業農家に対しても農地の集積、集約化を推進していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の事業を活用し、中心経営体に加え、多様な担い手への農地集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、水路や農道の補修や更新に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中山間地を担う農業者に対し、専業、兼業を問わず地域全体で支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要な作業を農業公社へ委託することで労働負担の軽減を図り、規模拡大を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--